

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第27回）議事録

1. 日時 平成28年3月16日（木） 10:00～11:23

2. 場所 総務省11階 第3特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、内田 真人 委員、
大谷 和子 委員、岡田 羊祐 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、
関口 博正 委員、長田 三紀 委員（以上、10名）

③ 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、
竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策課企画官、影井事業政策
課課長補佐、宮野事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス
課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐、荻原電気通信技術システム課長、杵浦電
気通信技術システム課課長補佐、廣重番号企画室長、神田番号企画室課長補佐、三
田データ通信課長、徳光消費者行政第一課長、湯本消費者行政第二課長

④ 関係団体・企業

日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部門担当部長（統括）
東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

4. 議題

- (1) 一次答申（案）に関するパブリックコメントの結果及び提出意見に対する考え方（案）について
- (2) INSネット（デジタル通信モード）に関する補完策の提供について
- (3) その他

○山内主査 皆さん、おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会第27回を開催いたします。

本日は、石井委員、三友委員は欠席ということでございます。相田委員は遅れていらっしゃると思いますので、後ほどご参加ということでございます。

それでは、最初に、配付資料の確認について、事務局からお願いしたいと思います。

○宮野事業政策課補佐 配付資料の確認をいたします。

議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料27-1から27-5までの計5点となっております。過不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

なお、本日は、ワイヤレスマイクを使用いたします。ハウリング防止のため、ご発言後にはスイッチをお切りいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○山内主査 それでは、議事に入りたいと思います。お手元議事次第にありますように、本日の議題は、「第一次答申（案）」、これに関する「パブリックコメントの結果及び提出意見に対する考え方（案）」、これも案でございますが、「について」ということと、それから、2つ目が、「INSネット（デジタル通信モード）に関する補完策の提供について」ということでございます。

前回の会合で取りまとめました本委員会報告書につきましては、今年の始め、1月24日に開催された電気通信事業政策部会において一次答申（案）として取りまとめられました。これについて、この同案について約1カ月のパブリックコメントを実施しました。その結果、43件の意見が寄せられたというところでございます。

電気通信事業政策部会の報告に向けまして、この寄せられた意見に対するこの審議会の考え方という案を、事務局でつくっていただきました。

つきましては、今回会合の1つ目の議題として、この審議会の考え方案、これについてご議論いただきたいということでございます。これが1点目です。

2点目は、一次答申（案）に記載をされましたけれども、NTTは、これまでINSネット、デジタル通信モードですけれども、この終了に伴いまして、可能であれば、2016年度内に補完策、メタルIP電話上のデータ通信の提供可否を公表する考え方を示しておりました。これについて、今週の月曜日ですかね、3月13日付でNTTから提供の決定等について公表されましたので、公表内容等についてNTTから説明を受

けた後で、質疑応答を行いたいというふうに思います。これが2つ目の議題ということ
でございます。

それでは、1つ目の議題の「一次答申（案）に関するパブリックコメントの結果及び
提出意見に対する考え方（案）」について、これ、事務局からご説明をお願いしたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○安東事業政策課調査官　それでは、資料27-3をお開きいただけますでしょうか。

山内主査からご説明がありましたとおり、パブリックコメントに対する43件の意見
が提出されております。資料27-2に全文整理をしておりますが、類似の意見を整理
した結果、約160の意見グループとなっております。この資料27-3では、そのう
ち、40程度の主要な意見のまとまりにつきまして、ご説明をしてみたいと思いま
す。

1 ページ目、意見提出者43者の内訳でございます。

2 ページ目をご覧ください。基本的な考え方でございます。意見1-1は、大手事業
者のみならず、中小事業者の意見を踏まえた検討を、意見1-2では、IP網の特性を
生かしたサービスを提供すべきという考え方が示されております。

これに対しての考え方の概要は右の欄のとおりでございまして、IP網の特性を生か
したネットワークの構築が重要であり、これを効果的に効率的に利用されるための競争
環境の整備とともに推進されることが重要としております。

意見1-9は、基本的に今回のIP化がNTT東西の設備更改であり、東西の負担で
サービスや機能を継続することを前提に議論を進めるべき、公正競争条件が後退しない
よう、厳格な措置を講ずるべきという意見でございます。

これに対しまして、右の欄の考え方の概要でございまして、極力、利用者利便を損な
わず、公正競争条件を減退させることがないようにする、また、現行ルールの実用、必
要な新しいルールの整備を通じて、競争環境、利用者利益の確保を図っていく必要があ
るとしているところでございます。

続きまして、2つ目、IP網への意向の意義でございます。意見2-1、予見可能性
の観点から、メタルIP電話の提供時期等について積極的な情報開示が必要という意見
でございます。これに対して、意見のとおり、積極的な情報開示が必要であるという、
予見可能性の観点からの考え方を整理しております。

意見2-3、今後は固定電話をいかに維持していくかが最も重要、無線等を含め、さ

さまざまな選択肢から最適な方法を検討すべき。光 I P 電話に全面的に移行させる必要はない。当社としては、メタル I P 電話の提供条件をこの春には示す。また、別の場所の意見となりますが、移行工程・スケジュールについてもこの春開示予定という N T T グループの意見がございます。

これに対しまして、考え方としては、メタル I P 電話が永続的なものでない以上、無線等を含め、さまざまな選択肢があるのであれば、その具体的な内容は早期に明らかになることが必要。光 I P 電話についても、より具体的な展望を持つことができることが重要と整理しております。

続きまして、3 ページ目をご覧ください。固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保でございます。

まず、(1) 信頼性・品質の確保でございますが、主な意見といたしまして、技術基準の遵守、技術基準の策定に対する賛同意見もございましたが、ここで記載しておりますのは、緊急通報の扱いでございます。意見 3-1 といたしまして、さいたま市消防局ほか 5 消防機関からの意見でございますが、移行後の緊急通報につきまして、追加的なコスト負担の回避、現在固定電話で実現しております回線保有機能と同等または類似の機能の維持、また、通報者端末への 119 番表示等の対応、これらについて十分な時間的余裕を持ってきちんと説明をした上で、誠実に協議に応じるべきという意見が出ております。

これに対しまして、N T T 東西からは、要望を踏まえ、具体的な仕様について検討を進めていく、また、全国の各受理機関に対しても、より丁寧な対応に努めていくという意見が示されております。

これを受けまして、考え方といたしましては、メタル I P 電話の緊急通報に関しまして、具備する具体的な機能について、N T T は受理機関の要望を踏まえ、緊急通報利用者と関係者への十分な対応が可能となるよう協議を進めることが適当としております。

また、本審議会としては、協議状況の確認、意見聴取を行い、フォローアップをしていく。こういうご意見がございましたので、これらの内容を一次答申（案）に追記するとしております。具体的には、資料 27-1 の一次答申（案）をご覧ください。

11 ページ目でございます。(2) 「その他（関係機関との協議について）」としておりまして、先ほど考え方の欄で述べた整理を追記させていただいております。この点につきましては、二次答申の検討に向けてもフォローアップをしていくことを考えておりま

す。

続きまして、4ページ目でございます。(2)「ユニバーサルサービス」への影響につきましては、メタルI P電話のユニバーサルサービスの位置づけに関する意見、また、将来のユニバーサルサービスのあり方についての意見がそれぞれ事業者から提出されております。これにつきましては、右の欄のとおり、考え方を整理しているところでございます。

次に、(3)の利用者料金規制、プライスカップ規制の在り方でございますが、メタルI P電話のプライスカップ規制としての位置づけ、また、光I P電話、ブロードバンドサービスに対する位置づけについて、それぞれ事業者から意見が出ております。これにつきましては、右の欄のとおり、考え方を整理しているところでございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護でございます。(1)「INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応でございますが、意見の中では、この終了に伴う対応の正否について、賛同というご意見、また、賛同を前提として、全銀協から、NTTの取り組み進捗について利用者保護ワーキングを開催し、いろいろ議論した上で、サービス終了時期などの決定をすることを希望するというご意見がございます。

これに対して、考え方、右の欄でございますが、2つ目の欄の1ポツで、補完策の提供について、NTTは、検証の結果を踏まえ、提供を開始することを決定しており、また、補完策のサービス終了時期については、補完策の料金、提供条件とあわせて、2017年4月以降早期に示す考え等を公表しておりますので、これについて、一次答申にその旨を追記していくこととしております。

具体的には、資料27-1の18ページ目をご覧ください。注釈38に、今述べましたような点につきまして、付記をさせていただいております。

また、5ページ目に戻っていただきまして、先ほどのINSの欄の考え方の3ポツ目でございますが、NTTによる取り組みの進捗状況につきましては、利用者保護ワーキングにおいて随時確認していくことが適当としております。

続きまして、(2)ルール化の対象・内容につきましては、複数の事業者において、ルール化について答申(案)に賛同という意見がございます。また、2つ目の意見4-24でございますが、接続機能の終了については十分な周知期間の確保を要望。それに対しまして、NTT東西からは、ルール化の対象は限定し、代替サービスの確保も事業者

が柔軟に対応できるよう希望するという意見がございます。これらにつきまして、十分な準備期間が確保されるような配慮、ルールの実効性とその柔軟性の双方に配慮という点を付記させていただいているところでございます。

6 ページ目をご覧ください。5 NGNの接続ルールの整備 (2) NGNの競争環境整備でございます。こちらについては、NGNの主要な構成要素であるルータやSIPサーバを「網機能提供計画」の届出対象に追加する点について、KDDIより賛同、NTT東西より、これまで各事業者に必要な情報を開示してきたという点と、競争環境をゆがめ、利用者利害を損ないかねないため、対象とすべきではないというような意見が出ております。

これに対しましては、考え方、右の下段でございます。ルータ、SIPサーバはこれからIP網への円滑な移行に向けて、さまざまな改造が加えられることが想定されています。また、その設備について、「網機能提供計画」の対象に追加する趣旨は、約款が定まってから作業すると、競争事業者の円滑な接続を図る上で適当ではないという点もございますので、その点で対象にするという考え方を整理しております。

3 ポツ目につきましては、ルータ、SIPサーバの設備の機能のうち、どの機能を対象とするか、また、届出の期限をどのように設定するか、総務省において十分に制度の柔軟性についても配慮して検討することが適当としているところでございます。

続きまして、7 ページ目、NGNの競争環境整備の続きでございます。意見5-21は、接続料の算定方法に関してのKDDIからの意見でございます。移行中、移行期間中の接続料の算定方法に、移行後の算定方法も含めて、ルールの導入の経緯も踏まえて、総務省において検討を進めることが適当。また、PSTNの接続料については引き続きLRICモデルを適用することを前提に検討を進めるべき。3 ポツ目で、IP接続を先に行う事業者と後で行う事業者の間で接続料負担における不公平な取り扱いが生じないよう検討が必要という意見でございます。

これに対しまして、考え方1 ポツ目で、IP接続の接続料算定のあり方については総務省において検討することが必要、また、その移行期間中のPSTNの接続料算定のあり方も含めて検討が必要。LRICモデルを適用する場合には、非効率性の排除を図り、対象とするサービス、機能の範囲についても整理することが必要。また、最後のポツですが、IP網への移行を先に行う事業者、後で行う事業者の間で不公平が生じないよう配慮することが必要という整理をしております。

意見5-22につきましては、NTT東西より、NGNの接続料にのみ規制を課す必要はない。今後は事後的に対応するルールに見直すべき。LRIC接続料、長期増分費用方式については、メタルIP電話、光IP電話に採用すべきではないという意見でございますが、考え方につきましては、1ポツ目、NGNの重要性・基幹的役割が一層強まるという観点から、競争環境の確保を図っていく必要。また、3ポツ目、IP網移行の段階を踏まえた接続制度に関して、円滑な接続を確保する観点から、総務省において検討することが必要という考え方を整理しております。

続きまして、8ページ目、(3)、「電話を繋ぐ機能」のあり方についてでございます。意見5-31は、KDDIや地域系の電気通信事業者の意見でございますが、「繋ぐ機能POIビル」内での通信施設、通信設備、L2スイッチ等については、NTT東西により維持・管理・運用を行われるべき。その際、自主的運用に委ねるのではなく、法規制等の対象として、適正性・公平性・透明性等を確保するというご意見。また、5-34で、NTT東西が設置するルータに関するアンバンドルについての議論も必要というご意見。5-36で、NTT東西より、こういった通信設備につきましては、要望があった場合に、未回収リスクを負うことがないよう、その設置に係る費用を要望事業者が最初に全額負担する方法により対応していきたいというご意見がございます。

これに対する考え方としては、NTT東西においては、1ポツ目、他事業者からの要望に対して、現行の接続ルールに即した対応が求められる。2ポツ目、通信設備、L2スイッチ等の扱いについて、現行の接続ルールを踏まえて、総務省において事業者間協議を促進することが適当。3ポツ目、IP接続の具体的な機能については、接続を請求する事業者が求める機能について、その技術的可否が検討されることが基本であり、納得感ある協議が行われることが望まれるということでございます。

続きまして、9ページ目でございます。NGNの県間伝送路の役割です。意見5-37で、各事業者のほうから、NGNの県間伝送路、適切な技術という答申(案)について、第一種指定電気通信設備に指定すべきというご意見。これに対して、NTT東西より、お互いに対等な関係で繋ぎ合い、接続料を支払う関係となるため、東西の県間伝送路のみに非対象規制を課す必要はないというご意見でございます。

考え方といたしましては、1ポツ目、POIの設置場所が集約・制限されると、競争事業者の利用者とNTT東西の利用者の間で電話を疎通する場合、NGNの県間伝送路を経由する。その結果、他事業者の依存性が強まると考えられます。2ポツ目、NGN

の県間伝送路と一体として利用される県間中継ルータについて、適切な規律を課すことにより、料金その他の提供条件に係る適正性・公平性・透明性を確保することが適当と整理をさせていただいております。

10ページ目でございます。IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直しです。

(1)、固定電話の「番号ポータビリティ」の扱いでございます。こちらは意見6-1で、多くの電気通信事業者から同じような意見が出ておりますが、この双方向番号の実現について、賛同という前提で、最小限の追加コストで過度な費用負担がかからない技術、運用方式で実現すべき。また、中小事業者のほうからは、中小事業者に過度な負担とならないように、負担軽減についても検討すべきというご意見がございます。

これに対しまして、考え方の案としては、固定系IP電話の双方向番号の早期の導入の必要性、また、2ポツ目で、事業者においては、費用、中小事業者の負担のあり方を含めた費用負担のあり方、運用方法などについて、詳細検討を早期に行い、本審議会での審議に合わせて一定の取りまとめを行う必要がある。3ポツ目、総務省においては、事業者間協議を促し、本審議会としては、制度的な課題を含めて、二次答申に向けて検討・整理を図っていくとしております。

意見6-4は、ロケーションポータビリティの拡大に対する賛同意見です。

意見6-5は、この双方向番号ポータビリティ、固定系IP電話のみではなく、既に双方向番号のシステムは実現しているものの、一部の事業者への番号割り当てが大部分を占めているなどして実効性に課題があるという指摘の中で、フリーダイヤル0120番号の事業者間における公平利用についても検討すべきというソフトバンクからの意見がございます。

これに対する考え方は、ご意見も踏まえつつ、IP網における番号資源の有効かつ適正な利用に向けた課題についても、利用者利益の確保の観点を踏まえ、二次答申に向けて検討・整理を図っていくとしております。

11ページ目をご覧ください。(2)、マイライン中継選択の扱いでございます。意見6-7として、マイライン自体はタッチポイントとなっておりと、NTTの提案する「メタルIP電話の通話サービス卸」は契約変更、新たな手続を伴い、利用者に多大な負担がかかるということから、マイライン機能を継続すべき。コストの早期の開示を求めている意見でございます。

それに対する6-9、NTTグループより、マイラインの維持は利用者の混乱を招く。

また、追加コストが必要となるので、移行と同時に廃止せざるを得ないと。「メタルIP電話の通話サービス卸」を代替策として対応することが最適というご意見でございます。

これに対しまして、考え方としては、2ポツ目でございますが、まず、メタルIP電話に関しましては、タッチポイントを確保する等の観点から、継続や代替機能の提案がなされているので、事業者協議を速やかに進める。3ポツ目、総務省で協議を促しつつ、本審議会としては、利用者保護の観点も踏まえ、二次答申に向けて整理を図っていくとしております。

意見6-8については、マイライン代替機能の提供について、制度的な担保を希望という意見でございます。

また、意見6-12につきましては、メタルIP電話・光IP電話について、「中継選択機能」を継続して導入すべきであり、00XY/0AB0ルーティング機能を加入電話と同様に基本的な機能と整理すべきというご意見でございます。これに対する考え方は、右の欄の下の欄の2ポツでございますが、00XY番号/0AB0番号を用いた機能・サービスの扱いについて、答申(案)に示した考え方にに基づき、事業者間協議を進めることが必要としております。

続きまして、12ページ目でございます。(3)、固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定についてでございます。この点につきましては、携帯事業者3社、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDIより、利用者へのわかりやすい周知、利用者料金設定に関する真摯な協議を実施していくというご意見があります。それに対して、NTT東西より、委員会での指摘、裁定方針の考え方を十分考慮しながら、事業者間協議がなされることが望ましいという答申(案)に賛同というご意見でございました。

13ページ目をご覧ください。7番目、アクセス回線におけるサービスの競争環境整備でございます。(1)、光回線への移行促進及び公正競争環境の整備に向けた取り組みでございます。まず、意見7-6として、加入光ファイバーの接続料の一層の低廉化が必要というご意見でございます。これにつきまして、考え方では、2ポツ目、不可欠設備につきまして、第一種指定電気通信設備接続料規則で定める方法により、適正に算定された加入光ファイバー接続料の一層の低廉化が進むことは、FTTH市場における競争の促進に資するものという整理をしてございます。

意見7-8では、メタル回線の撤去時期に関して、ソフトバンクより、「4年前ルール」の適用、さらには、廃止するサービスのボリュームによってはさらに時間がかかるとい

うことで、4年前よりも可能な限り前に開示することを希望するというご意見でございます。これに対する考え方は、「4年前ルール」については、直収電話事業者を含めて導入されることが適当とした上で、実際の運用に当たっては、4年前にかかわらず、可能な限り早期にNTT東西から情報提供がされることが望ましいとしております。

14ページ目をご覧ください。(2) 接続料と利用者料金の関係について、スタックテストでございます。スタックテストにつきまして、それぞれ見直しについて賛同という点がございます。その中で、意見7-9につきましては、接続料に関する費用や報酬などの情報を事業者により詳細に開示すること。また、意見7-10につきましては、維持フェーズに移っていく固定電話をスタックテストの対象から除外することも含めた検討などが意見として出されております。これに対する考え方としては、スタックテストガイドラインの見直しについて検討していくということが適当としているところでございます。

(3) FTTH市場における競争環境の分析・検証につきましては、意見7-15のところ、光サービス卸の料金その他の提供条件、透明性確保の観点から、約款化・接続メニュー化等を検討すべきというご意見でございます。考え方といたしましては、光サービス卸については、事業法において事後届出を義務づけて、総理大臣が整理、公表をしています。これにより、公平性と適正性、透明性を確保していますが、本制度により所期の目的が達成されるかを含め、総務省においては制度運用の中で検証していく必要があるとしております。

15ページ目、(4)、無電柱化に伴うメタルアクセス回線の撤去についてでございます。意見7-17、中部テレコミュニケーションズ、CTCからの意見でございます。NTT東西がメタルケーブルの再敷設が難しい場合、具体的なアクセス回線の提供形態等の詳細を早期に提示する必要がある。また、影響を受ける関係事業者として、アクセス回線を提供するために必要な引き込み管路整備等、事業者側で必要な対応についての議論が必要になるという意見でございます。

また、意見7-18で、NTT東西より、メタルケーブル再敷設が非効率となる場合に、さまざまな選択肢から、最適な方法を選択可能とするよう検討を加速すべきというご意見です。

これに対しましては、考え方2ポツ目で、メタルIP電話が永続的でない以上、無線等を含めさまざまな選択肢があるのであれば、その具体的な内容が早期に明らかになる

ことが必要。まず、NTTにおいて、他の事業者のような意見もあることを考慮しつつ、当該サービスの具体的な意見、提供方法等について検討を進めることが望ましいとしております。

以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

以上のように、パブリックコメントに対して、審議会としての対応ということ、考え方ですね、ここについて事務局でまとめていただいたところであります。

そこで、これについて、これからご議論をいただくわけですけれども、内容がこういう多岐にわたって、また、量も多いですので、少し区切って議論をしたいというふうに思います。

まず、事務局の説明にありましたこの27-3のこのうち5ページまで、5ページまでというのは、「基本的な考え方」から始まって、「移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護」というところですね。ここまでを議論していただいて、その後、6ページ以降、「NGNの接続ルールの整備」以降、これを議論していただきたいというふうに思います。ちなみに、27-1でいいますと、最初のところは47ページまでということかな、ということになると思います。

ということで、まず、前半部分について、皆さんのご意見をいただきたいというふうに思います。いかがでございましょうか。

失礼。47ページというのは27-2ですね。これについての47ページまでと、こういうことになります。この27-2をまとめたのが27-3と、こういうことになって5ページまで、それで、27-2について47ページまで、こういうことでもありますね。これについてご意見をいただきたいと思います。

先ほどありましたように、この部分については若干加筆しているところとか、注を付けたところとかもありますけれども、そういうことを含めて、ご意見をいただければというふうに思います。いかがでございましょうか。

○北委員　　野村総研の北でございます。1点確認させていただきたいのですが、緊急通報に関して今回追記されております。とても重要なことなのでよろしいと思いますが、この意見提出者がさいたま市消防局とか、限られているんですが、これは何か意味があるのでしょうか。全国全ての消防署で同じ問題が起こっているのか、システム的には起こらない、そういう問題がない消防局もあるのか、教えていただければと思います。

○安東事業政策課調査官 消防6機関から意見が提出されておりますが、各消防本部、消防署においても同じ課題がメタルIP電話への対応、さらに、光IP電話への対応についてであると認識しております。それについての協議をNTT東西と順次進めているということと認識をしております。

今回、この6機関から意見が提出されたのは、おそらくそれぞれの思いをこういう場で伝えたいということと理解しております。消防本部、機関は800程度ございますが、明確な認識がある機関が出してこられたというふうに我々としては理解をしております。

○山内主査 これ、個別にお気づきになって、大変だということでお出ししたけれども、基本的には今後交渉をやっていくと。

○安東事業政策課調査官 この上部組織でございます消防庁も含めて、NTT東西においてそれぞれの機関と説明協議をしているということでございますが、そういう状況においてももう少し協議をしてほしいというご意見が出ているところでございますので、答申（案）においても、協議を促して、審議会がフォローアップをしていくという考え方を整理させていただいているところでございます。

○山内主査 よろしいですかね。

ほかにいかがでしょう。どうぞ、酒井委員。

○酒井委員 考え方は協議することにおいて何の問題もないと思うんですけれども、例えばこの回線保留機能なんていうのは必ず問題になりますが、これがIP電話で多分そう簡単ではないということがあるんだろと思いますけれども、携帯のような方式、コールバックとかそういう方式で非常に困ったとか、そういうふうな例というのは何かいろいろあるんでしょうか。保留のほうがベターであるのは間違いないと思うんですけど。

○安東事業政策課調査官 回線保留自体は相手側、緊急通報利用者が電話を切っても、消防側が、指令台側が切らなければ、その回線がつながり続けるということです。他にかけられないという意味で、その利用者ずっと対話を続けることができるという機能でございます。コールバックだと1回切ってかけ直しますので、その間に利用者が他の通話に使ってしまうというとならないというケースもあるのかもしれませんが。

また、作業が生じます。コールバックの場合は、指令台のほうでボタンを押してコールバックをするという手続が入りますので、一分一秒を争っている中で手続が生じているという意味では、回線保留機能との違いがあるという点はあるかと思いますが、その詳細を含めて、どういうニーズがあるかということを経後の審議会の検討でも見てい

くことが適切ではないかと考えております。

○酒井委員 わかりました。

○山内主査 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、長田委員。

○長田委員 今のところは、消防だけではなく、いわゆる110番のほうも同じニーズがあるというふうに考えてよいのでしょうか。

○安東事業政策課調査官 はい。緊急通報は消防、警察、海上保安庁と3つございます。全く同じではないにしても、それぞれと対応、協議が必要になってくるのはご指摘のとおりでございます、鋭意協議が進んでいると認識をしております。

○相田委員 この資料27-2のほうを確認すればいいんですけども、各消防からのご要望は、メタルIPに限ったことと思ってよろしいのでしょうか。それとも、光電話も含めて、要望をされているというふうに思ったほうがよろしいのでしょうか。

○安東事業政策課調査官 まず、マイグレーションという意味でいうと、メタルIP電話に移行することへの対応がございます。また、マイグレーションとは別に、現在の光IP電話における緊急通報に関する機能についての改善、例えば119番表示のようなものなども出てきております。その点はマイグレーションに係るもの、また、この際、現状の課題を解決するものなどいくつかの要望が出てきているという状況でございます。

○山内主査 この点、よろしいですかね。どうぞ、大谷委員。

○大谷委員 ありがとうございます。大谷でございますが、今の緊急通報につきまして、おそらくNTTと消防庁との間で十分に準備されていくと思うんですけども、おそらく指令台という機器が間に入りますので、指令台のメーカーさんとの調整であるとか、さまざまな機器の検証といったものも進められているわけですので、その検証の一環として、指令台のメーカーさんとの十分な協議という場も意識的に設けていただくことをお願いしたいと思っております。

おそらく、NTTさんの機器ではないのではないかと考えておまして、どのぐらい関係する製造業者があるのかわかりませんが、そういった方々も巻き込んで、できるだけ関係者には早目に告知をして準備をしていかれることが必要ではないかと思っております。

以上です。

○山内主査 事務局のほう、よろしいですかね、そういうことで。ありがとうございます。

す。

ほかに。今、緊急通報の話ですけど、ほかに何かご議論ありますか。

もしそうでしたら、後でまた全体についてご意見を伺う場を設けたいと思いますので、議事は進めさせていただいて、先ほどのあれでいうと6ページ以降ですね。接続ルール以降、これについての皆さんのご意見を伺いたいと思います。どうぞご遠慮なさらずに、ご発言いただければと思いますけど、いかがでしょうか。どうぞ、酒井委員。

○酒井委員 済みません、県間伝送路のところ、9ページで、対応するこの本文のほうは、さっき見た、38ページだったと思うんですけども、ここで例えば右側の図で、本文の38ページにイメージがありまして、その右側のほうで、事業者やユーザーとしての、下のほうがNTTになっておりますけれども。

それで、質問ですが、勘違いしてなければということですけども、NTTが光卸をいろいろやっていますけど、光卸のユーザーは、仮にこの事業者Aがやっていたとしても、この図では下のほうにあると思ってよろしいのでしょうか。

○安東事業政策課調査官 一次答申（案）の38ページの図のご質問と理解していいですか。

○酒井委員 そうです。そこで事業者やユーザーがあつて、下にはNTTと記載してありますが。

○安東事業政策課調査官 光卸ユーザー同士が疎通する場合は、他事業者側に呼のトラフィックが行きませんので、基本的にはNTTネットワークの中でのトラフィックということになってまいります。近いという意味では、この38ページの図の左下の流れになってくると思います。ただ、呼の疎通というでは、他の事業者のユーザーから発信して、光卸ユーザーに着信するというケースは左上の図、また、将来は右の図になるということです。この図は呼の発着のイメージを描いているものでございます。

○酒井委員 右のほうでいうと、この移行後でいいますと、事業者Aが例えばNTTから大量の光卸をしたとすると、事業者Aのユーザーというのはこの上のほうなのか。ただ、それはNTTのネットワークなので、下のほうなのかというので、ちょっとこの事業者Aのユーザーの大きさ、規模感が何かごっちゃになりまして。卸を相当やっているので、もし事業者Aユーザーが卸まで含めちゃうとなると、上のほうが大きくなる可能性もありますよね、ユーザー層に。ただ、ネットワークでいうと、下なのかなと思ひまして。

○柳迫料金サービス課補佐　少し補足させていただきますと、マイグレーションに伴い、電話を発着信するときの相互接続点（POI）を東京、大阪とすることが事業者間で確認されております。

東京、大阪が相互接続点（POI）になるということは、結局、東京、大阪以外のNTT東日本・西日本さんのひかり電話のユーザーに着信するときは、それぞれ東京、大阪の相互接続点（POI）から、NTT東日本・西日本さんの県間伝送路を経由することになり、これは光コラボ事業者の提供するひかり電話の再販を利用するユーザーに着信する場合も同様でございます。

○酒井委員　わかりました。ちょっとその下の事業者AとNTTの大きさの感じがごっちゃになりまして、もしかすると、その上が卸になると、上のほうがでかくなる可能性もあるわけですね、数的には。わかりました。

そうすると、これ、やっぱり相対になるので、これ、要するに、今までのようにボトルネックだからというよりは、NTT側に通信しようと思ったら、まず、この県間伝送路等を通るのでということで、そういう意味で、その県間伝送路を通らなきゃいけないから、そこについて、何らかの規律が必要というふうに考えてよろしいんですね。ちょっとそこがボトルネックというイメージと今までの加入者系のボトルネックとちょっと違うような気がしまして。

○柳迫料金サービス課補佐　ひかり電話の卸サービスは、NTT東日本・西日本さんの利用部門がひかり電話サービスを卸先に提供しているに過ぎないため、接続形態において違いはございません。そのため、東京、大阪以外で光コラボ事業者の提供するひかり電話の再販を利用するユーザーに着信するときに、NTT東日本・西日本さんの県間伝送路を経由せざるを得なくなります。これは、結局、相互接続点（POI）の場所が集約・制限されることに起因します。

○酒井委員　わかりました。どうもありがとうございました。

○山内主査　どうですか。池田委員、どうぞ。

○池田委員　ありがとうございます。KDDIさんからの意見で、資料27-3の7ページで、PSTNからIP網への移行の先に行くか、後に行くかで不公平が、接続料負担において不公平が生じないように配慮する必要があるということですけど、これはどうという問題なのか、教えていただけますか。

○安東事業政策課調査官　これは定性的な観点でのお答えになりますが、PSTNから

今後のIP接続に向かって、それぞれ事業者がネットワーク移行をしまいがちです。そうしますと、定性的にはPSTNの需要が減りますので、接続料が上昇する可能性があります。行き先のIP網においては需要が増えていきますので、下がる可能性があります。各社それぞれIP網に移行を進めていきますが、早く移行する事業者は場合によっては安い接続料を早く享受できるのか、最後に残った事業者はPSTNの接続料の上昇を受けるのかという点で、その移行の時期によって払うべき接続料の総額が変わってくるかもしれないという点で、それは不公平ではないかということなのですが。

これは移行スケジュールを含めて、今後の二次答申のスケジュールの中で、ネットワーク移行のあり方、どのように事業者間のネットワークを移行していくかという点も課題としてはございますので、こういう御指摘も踏まえながら、そのネットワークの移行の議論の中身で少し具体的などころを見ていければと思っております。

○柳迫料金サービス課補佐　少し補足させていただきますと、IP網への移行ということで、結局、移行が遅れた事業者はPSTNとの接続が続きますけど、こうした事業者がどんどん少なくなっていくと、そのトラフィックが小さくなっていきますので、結局需要の急激な減少により、接続料が急上昇することへの対応が必要となります。

○池田委員　PSTNがIP網へ移行しようとしているのであれば、何かあえてそれを不公平と取り上げるのかという感じもいたしますが。

○柳迫料金サービス課補佐　この点につきましては、まさに移行が遅れる原因が接続事業者側の事情なのか、それとも、IP-IP接続への切替え工事に関して、例えば、NTT東日本・西日本さんの工事のマンパワーの事情により一斉切替えが難しいのであれば、そういった事情で遅れる事業者さんへの配慮が必要なのではないかと考えているところでございます。

○山内主査　いいですか。どうぞ。

○関口委員　今のことに関連して。今後の移行スケジュール次第でこの議論はまたどの程度の配慮が必要かは変わってくると思いますけれども、ただ、全国の事業者さんに何らかの対応をお願いするということになってくると、NTT東西のマンパワーを考えてみても、瞬時にぱっと取りかえるということはまず物理的に不可能だろうというふうに思われます。

そうすると、今、柳迫氏からも話がありましたように、ユーザー自身が原因を起こして遅れるという場合は別として、少なくとも、あなたは何番目ね、あなたは何番目

ねと決まったときのタイミングがずれることによって接続料が変化するというのはあんまり望ましい状況じゃないというふうに思いますので、その点は何らかの、一定期間、接続料を変えないような配慮をしなければいけないだろうというふうに思うんですね。

当然のことながら、PSTNのユーザーをIP化して切替えていけばいくほど、PSTNのユーザーは減ってきてトラフィックが小さくなりますから、実績トラフィックでやっていくと、後ろに行けば行くほど、接続料が跳ね上がっていくわけですよね。

その意味でいうと、現在でも、将来需要が伸びることを前提に、需要を予測して接続料を抑えるという将来原価方式という方式が採用されていますよね。それと方向性は逆で、将来需要が伸びる話じゃなくて、縮んでいく話なんだけれども、将来の縮み方を予測して、移行の間は接続料は一定であるような方式をとるだとか、そういう配慮をしないと、たまたま何番目に当たったかによって接続料が変わってしまうというのはやっぱり避けたほうが良いというふうに私は思っています。

○山内主査 よろしいですかね。そういう考え方。

ほかに。

○藤野料金サービス課長 すみません、あともう一点だけ。PSTN側の話が主だったと思いますけれども、KDDIの意見は両方言っていて、最初にIP接続をやる人と後の人との不公平、それから、PSTNからの移行の先後ということを主張しているの、おそらくPSTNのほうの話もあると思いますけど、行った先のほうで、先に接続を始めた人はまだトラフィックが比較的少なかったりして費用負担が多くなってしまって、後からの人が得になってしまったりしないかとか、そういう懸念ももしかしてあるかなと思って、そういうところの接続料の算定の仕方はいろいろ考えないといけないかなとは思っております。

○山内主査 そういう論点があるということをあらかじめ確認しておいて、そして、あれですね、実際に近づいていったときにどう考えると、こういうことですね。

ほかにいかがですか。

それでは、先ほども言いましたけど、全体を通じて何か結果的なご意見があれば、伺いたいと思います。どうぞ、長田委員。

○長田委員 10ページに出ているソフトバンクさんの6-5の0120の公平利用の件なんですけれども、ここの円滑移行という話とはまたちょっと別になるかもしれないのですが、0120を利用したいろいろな問題が消費者団体からも指摘されているもの

もあつたりするもので、別の場でもいいのですが、きちんとちょっと検討していただくとありがたいなというふうに思っていますというのが1つと。

もう一つ、もう本当にこれは感想みたいなになってしまうんですが、NTTさんから、2-3で出ている、いかに固定電話を維持していくかが最も重要であるというご意見なんですけれども、確かに利用負担をかけないでいくというのは大切な視点であるし、それを求めたいと思いますけれども、永遠にその場にとどまれないとまり木であるということはずっとこの会議でも何度も確認してきているわけで、それがまたここに書かれているのではちょっと悲しいなと思いました。

○山内主査 なるほど。ありがとうございます。0120のほうはいかがですか。

○藤野料金サービス課長 まず、0120の関係ですね。接続ルール関係の今回の第一次答申（案）で指摘されている事項について検討していきたいと思いますので、その中で、御意見の提出者からもお話をよく伺って、検討していきたいと思います。

○安東事業政策課調査官 2つ目の維持の件につきましては、NTT が示している見解と委員会での議論とはやはりずれている部分がございます。この点は移行のスケジュールを含めて、二次答申の検討も始まりますので、今後さらに議論を深めていくこととなると理解をしているところでございます。

○山内主査 そのほか、いかがですか。

それでは、皆様のご協力により、議事が円滑に進行しておりますので、2つ目の議題に進めさせていただきますけれども、2つ目が、先ほども申し上げましたけれども、「INS ネット（デジタル通信モード）に関する補完策の提供」についてでございます。

これはNTTから、3月13日の公表内容と、それから、各関係団体等との調整状況について、これをご説明いただきたいというふうに思います。

それでは、NTT様におかれましては、メインテーブルにご着席をお願いしたいというふうに思います。

それでは、準備がよろしいようでしたら、ご説明をお願いします。それじゃあ、ご説明のほう、よろしく願いいたします。

○NTT東日本 NTT東日本でございます。本日は、このINSについてご説明させていただく貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

資料27-4と5について、私のほうから説明させていただきます。

少し資料に入る前に、簡単に経緯を振り返りますと、この一次答申（案）にも盛り込

まれておりますとおり、私ども、PSTNからIP網への移行をすることに伴って、幾つか終了したいと思っている、終了せざるを得ないサービスがあると思ってございまして、その中の代表例がISDNのデジタル通信モードでございます。

これについては、代替サービスとか、終了のスケジュールについて、もともと1年ほど前からご利用者から、もしくは、関係団体の方々からさまざまなご意見をいただいていたことから、その代替策、スケジュール等々について、この委員会の利用者保護ワーキングにおいて、7月から10月にかけて4回ほどご議論いただきまして、その中に私どもも参加させていただきまして、関係の団体にもご参加いただいて、さまざまなご議論をいただいたところでございます。

このデジタル通信モードの終了に当たって、幾つか私どもで検討するというふうに申し上げておりました課題がございまして、その一つが、この通信モード終了にあわせて、そのタイミングでなかなかISDN専用の端末の取りかえ、更改が間に合わないご利用者がいらっしゃるかもしれないということございまして、そういう方々のために、スケジュール終了時期の後ろ倒しも検討するものでございますが、メタルIP電話上でデータ通信を提供できないか、その当面の対応策、補完策ということでそれが提供できないかという検討をしてきたところでございます。

その検討に当たってのキーとなるのは、技術的にそれが使えるか、使えないかということございまして、それが提供できるかどうかを判断するためにということで、9月から、私どもの幕張ビルにおきまして、その検証ができる環境を用意して、関係団体の方々にご利用いただけるよう、検証環境をご利用いただけるよう働きかけをまいりまして、さまざまご利用をいただいていたところでございます。

ここから資料27-4になります。本日は、その9月から検証環境を用意してさまざまな方々にご利用いただいていたその検証状況と検証結果、また、それを踏まえた、冒頭、山内先生からもご紹介いただきましたこの補完策を提供するという報道発表を今週月曜日にいたしましたので、その概要についてご報告したいと思っております。

では、資料27-4の1ページ目をおめくりください。1ページ目は、利用者保護ワーキンググループでは説明してきた資料でございますが、この先ほど申し上げた9月から幕張で私どもが用意している検証環境の概要でございます。

簡単に申し上げますと、左の図でございますが、アクセスはメタル回線そのまま、端末もご利用者が使っているISDNの回線専用端末そのまま、ネットワークだけI

Pネットワークにした環境で、これを、ラボ環境ではございますが、実際に通信が可能かという検証ができるようにしたものでございます。

2ページ目をおめくりください。2ページ目は、これまでの検証環境の利用状況でございます。ちょっと見方だけ簡単に申し上げますと、上のほうにステータスと書いて、オレンジ色で①左側から、⑥右側まで、ご案内、詳細説明、日程調整、検証実施、結果確認、結果公表ということで、左側から順次、この検証を私どもからご案内して、日程を調整して、それを実際に検証していただいて、その内容を確認して、ご理解いただけるならばその結果を公表するという流れをしております。

実をいうと、これは次の3ページ目と比較していただけるといいんですが、5カ月前、利用者保護ワーキンググループの第4回のタイミングでご報告したときに比べると、やはり全体的に右側に寄ってきているというか、実際、検証していただいた方がこの⑤のステータス、⑥のステータスで見えていただきますと、2ページ目でいうと、あわせて7団体19社の方々がこの検証環境を使っていたと。その分野も、POS、CATクレジットカードとか警備、ラジオ等々の、ISDN（デジタル通信モード）をお使いと私どもが把握してございます主な用途についての検証はある程度できてきたのかなと思ってございます。

そのうち、2団体7社様につきましては⑥のステータスで公表もさせていただいてございまして、これは私どものホームページ上で公表してございます。この公表は今後、おそらく年度末にももう少し増えるのではないかと考えているところでございます。

めくっていただいて、今度、4ページ目と5ページ目をご覧ください。4ページ、5ページ目は、その公表しているものの検証結果でございます。ここでお示しできている公表したものというのは4ページ、5ページの表でございますが、EDIの分野が4ページ、5ページにG4ファクス、テレビ電話、企業内WANで使われているターミナルアダプタやルータ等々の機器でございます。今のところ、公表できるものはこれらの分野、私ども自身の通信機器もございますが、これらについて検証した結果を公表してございます。

4ページ目の上半分に戻って見ていただきますと、これまでの補完策の検証においては、技術的なところではいずれも端末装置間のデータ送受信が可能であることを確認してございます。

ただしということで、これは隠してもしようがない話でございますので、利用形態に

よっては少し処理時間が長くなるようなケースを確認してございます。特にというところで申し上げますと、4ページにございますとおり、EDIの分野でおきますと、そのプロトコルによって、機器によって、区々ではございますが、長いものと結構な9倍を超えるような処理時間が長くなるというケースも生じているところでございます。

ですので、いずれにしても使えますと。つながりますということは確認できたものの、遅延というか処理時間が長くなるということ、補完策もやっぱりデジタル通信モードと完全に同じ品質にはなっていないということが確認できたところでございます。

以上を踏まえまして、6ページ目をご覧ください。6ページ目、この上の四角で囲んであるところ、実はこの6ページ目は、今週月曜日に私どもNTT東日本・西日本から報道発表した内容を、報道発表資料をほとんどそのままここにポイントを書いております。

この四角に囲んである中の1つ目、2つ目のポツについては、この5ページ目までで私が説明してきた内容でございます。その結果を踏まえましてというのがこの四角の中の3つ目のポツでございます。

繰り返しになりますが、この補完策の検証結果を踏まえると、ISDNのデジタル通信モードと全く同一の品質にはならない。つまり、処理時間が長くなるケースは確認できているものの、ただ、この端末間のデータ送受信は可能であることは確認できたと考えてございまして、いずれISDN(デジタル通信モード)をやめたタイミングで、その当面の対応策ということで補完策、このメタルIP電話上のデータ通信を提供するという事は、それまでに、この端末機器の更改が間に合わない、取りかえが間に合わないお客様にとっては、一つの有効な手段にはなり得るものじゃないかなというふうに私どもは判断いたしまして、今週月曜日にそれを発表したところでございます。

ただし、実をいうと、この今週のタイミングではまだ、技術的に可能です、だからこれを提供したというふうに申し上げたところまででございまして、この四角のこの下、下段でございます。1と2に書いてあるところでございますが、一体この補完策はいつから提供を開始するのかという問題とか課題と、この補完策の料金や提供条件は一体どうなんだというところについては現在もまだ検討中でございます。

実を申し上げますと、このいつから始めるというのは、詰まるところは、いつIP網に移行するかというスケジュールとも密接にかかわり合ってくることと思っております、これは関係の事業者さんとの協議というものも当然関係してくるところでござい

す。

それを現在検討中でございますが、あまり期間を置きたくないと思っております、できる限り、ここに書いてあるとおりでございまして、これはもう報道発表資料に書いてある文言でございますが、4月以降、なるべく早期にこの時期と料金・提供条件を明らかにしていきたいと思っております、もし機会をいただけるのであれば、この委員会の場でもご説明していきたいというふうに考えてございます。

7ページはこの補完策の影響の仕組みというか、設備構成を簡単に表現したものでございます。アクセスと端末は今のまま、メタルと今のISDNの専用端末で、コアネットワークがIP網にかわるという、そういう提供形態になるということでございます。

以下、8ページ、9ページは検証環境のご利用の流れ等々の参考でございますので、ご参考にしていただければと思います。

ここまでがこれまでの検証結果というか、検証状況とそれを踏まえた補完策の提供をしますというふうに発表した内容でございます。

もう一つ、資料27-5をご覧ください。こちらはこのISDNデジタル通信モードの終了に当たって、私ども、さまざまなご利用者様に説明をしているところ、調整、相談をしているところでございますが、特に業界団体の方々というのは、私どもからISDNを提供するこの間に入って、さまざまなビジネスをされている方が多くいらっしゃいまして、その方々との対応状況というのはまずは大変重要かと思っております、実はこの業界団体様との対応状況というのは、先ほど申し上げた利用者保護ワーキングでも過去に2回ほど報告させていただいております。

今回、この資料27-5は、その半年だか5カ月程度の差分をメンテしたものでございます。何分、大部、27ページにわたるものでございまして、この5カ月間の差分については、開いていただくと、青字で下線を引いてあるところがその差分でございますが、一つ一つ説明するのはなかなか時間がかかってしまうと思いますので、ポイントだけご説明すると、この5カ月間、私ども、何をやってきたかということを申し上げますと、こういう利用者保護ワーキングにもご参加いただいた6団体1社の方々のみならず、ほかの例えば流通とか医療機器とか、さまざまな業界団体の方々と、まずは、先ほどご説明したその幕張の検証環境を使っていただいて、実際に補完策が提供できそうかという確認をしたいというところにこの5カ月間は注力してきたところでございます。

ですので、ここに出てこられる方々、EDIのJISAさんとかJEITAさんとか、

警備のALSOKさんとか、全銀協さんとか、さまざまな方々と、検証環境を使っただけで、その結果を確認して、可能であれば、その結果を公表するというところをこの5カ月間頑張ってきたと思ってございまして、そういったその検証の対応経緯が主にこの27-5の資料には書いてございます。

ただ、中には、実をいうと、検証、補完策にはあまり関心がないということでございまして、とりあえず今はいいからということで、検証に直接ご興味がない方については若干対応が粗になったところは正直ございしますが、いずれにしても、今週、この補完策を提供しますと発表して、来月以降、なるべく早期にこの提供条件、時期を明らかにしていこうと思っておりますので、そういうスケジュール、提供条件を明らかにしていく中で、27-5に記載しました方々とまた丁寧な対応をして、いずれはというか、早くお客様、我々にとってのINSデジタルモードの利用者、この業界団体様にとっての、企業様にとっての利用者、共通でございまして、なるべく共同、連携して、お客様対応していくような話をしていきたいと思っております。

以上、ちょっと早口でございしますが、貴重なお時間をいただいて、ありがとうございます。私からの報告でございまして。

○山内主査 どうもありがとうございました。

お聞きのように、補完策が可能であるということで、条件とか期間とかについてはこれらから詰めるということでもあります。

これにつきまして、ご質問、あるいは、ご意見等御ございましたら、発言を願いますが、いかがでしょうか。

○相田委員 よろしいですか。丁寧に対応いただきまして、ありがとうございます。

確認ですけれども、この27-5に書いてある業界団体というのは、このINSの利用をされている方という理解でよろしいのでしょうか。それ以外に、ガスメーターの検針ですとか、あるいは、信号機ですとか、何か必ずしもINS以外のメタルを利用されている方がいらっしゃるかなと思うんですけれども、そこら辺の対応はどうなっているのかも参考として聞かせていただければと思います。

○NTT東日本 この資料27-5にお示したのはINSネットのデジタル通信モードをお使いの利用者、もしくは、その関係の団体でございまして。今ご指摘の、例えばガスメーターさん、我々のサービスでいうと、ノーリングサービスというサービスをお使いの方々がいらっしゃって、そちらの方々にも当然、あわせて終了する予定のサ

ービスでございますので、対応しているところでございます。

○山内主査 長田委員、どうぞ。

○長田委員 1つは、そのINSのデジタルモードを使っていらっしゃる場所はもうほとんど対応が、何ていうんですか、対話ができているというふうに考えていいのかどうかということと、もう一つは、いまだにまだA社、B社というか、分野がBとかという、ちょっとよくわからないところ、まだあるんですけれども、いずれにしろ、公表に、結果が公表される方向に向けて、対応していただいているのかどうかの確認、お願いします。

○NTT東日本 1点目の、これでほとんど全て対応しているのかということですが、自信を持って網羅的とは、利用者保護ワーキングの中でも何度か申し上げているんですが、私ども、なるべくこの利用用途をつぶさにといい、網羅的に把握しようとしているところでございまして、やっているところでございまして、これはまだ網羅できているかどうか分からない。

ただ、実をいうと、長田先生にこの27-5、見覚えある資料かわかりませんが、21ページ以降というのが実は利用者保護ワーキングにご参加でない団体の皆様等との対応状況でございまして、実はこれ、5カ月前にご報告したときから少し増やしてございまして、後ろのほうでいうと、CIAJさんとかNHKさんとか、日本百貨店協会さんとかと増やしているところでございまして。

実をいうと、これは関係の団体と相談している中で、紹介いただけることがございまして、例えば百貨店協会さんでいうと、クレジット協会さんからご紹介いただいたみたいな形で、やっぱりいろいろおつき合いでご紹介いただく中で、まだ私どもが気づかなかったご利用者を教えていただくことがあるので、そういう活動を続けていきたいと思っております。

2点目の公表については、確かに、まだ、おっしゃるとおり、ちょっとご理解をいただかなくて、匿名という方がいらっしゃいますし、まだ、検証結果の確認はしたけれども、公表に至っていない方、いらっしゃるんですが、これは先ほど申し上げたとおり、まだまだ増えていく予定でございまして、なるべく多くの方を公表するという形で、それが結局この検証環境を使うなかなか手間がとれない方も、実際に自分がお使いのものが多分大丈夫だと確認いただけるようなものになると思ってございまして、そういう公表についてはこれまでどおりというか、これまで以上に頑張っていきたいと思いま

す。

○山内主査　　どうぞ。

○北委員　　27-4の4ページ、パケット化による遅延について、当然パケットが短いほど遅延するということですが、EDIの処理、業務上は、特に問題があるレベルではないという。これは、バッチ系だったら少し時間はかかっても問題はないということなのか、あるいは、さすがにこれは問題であり、そのために双方何か対応をしなければならぬことがあるのか、ということについて教えてください。

○NTT東日本　やはり、この処理時間が長くなることについて、それは業務上全く支障がないかと、やっぱりその処理時間の長さ、遅延の程度に応じてでございますが、1. 数倍でしたら、何とかというふうなご意見は聞いてございますが、さすがにこの9. 何倍みたいなものもございますので、それは難しかりょうというのは、正直に、これでは使えないんじゃないかというご意見もございます。

それは説明の中でも申し上げましたが、プロトコルによっていて、比較的最近のプロトコルと昔からのプロトコルでは、やっぱり昔からのプロトコルのほうが送るそのデータの長さが細切れになっている、つまり、通信速度があまり早くない時代からのプロトコルなので、細切れにして何回も送るといふ、そういうプロトコルの場合はより時間がかかるというふうにご聞いてございまして。

これは残念ながら、根本的に、抜本的にこれが九百何十%が100%になるというのは技術的な工夫を重ねても難しかりょうというのは、私どももお話ししておりますし、相手の方々もそうだろうというふうにご認識いただいておりますが、若干、割り切りではございますが、だからこそということで、このEDIの業界団体全てではございませんが、ならば、早くいつやめるかを明らかにして、この本格化というのか、IPの世界、つまり、補完策でもない、本格の代替策に移行するような動きを協力してやっていこうじゃないかというお声をいただいているところでございます。

○山内主査　　あんまり完璧に送らせていると、これでいいじゃないかと、そういう話に。

ほかに。

○相田委員　　聞いても多分答えが返ってこなさそうなのはあれなんですけれども、この補完策に関して、エンドエンド遅延とか、そういうようなスペックについて、何か、もちろん保証ということでないかもしれないけれども、実績値として公表されるような見込みとかいうのはあるのか、それとも、これはもう純粹に補完策だから、あるがままで

使っていただくというスタンスなのか、何かそこら辺についてございましたら、お願いしたいと思うんですけども。

○NTT東日本　今お使いのこの処理時間がどうなるかというのは、今この4ページ、5ページでも示したようなものは公表していこうと思っているんですが、先生おっしゃった……、どこまで保証するかということですね。

○相田委員　いや、音声系のほうはいわゆる技術基準でぎりぎりにエンド遅延、それから、パケットロスレート、決まっているわけですけども、それに当たるものを、この補完策としてのデジタル通信について、何かNTTさんのほうで自主的に公表されるのか、そういうような予定があるのかどうか、ちょっと教えていただければと思ったんですけども。

○NTT東日本　すみません、ちょっと検討させていただけますでしょうか。私もこの場でこうだというふうに申し上げられません。申しわけございません。

○山内主査　ほかに何か。いいですか。じゃあ、池田さんお願いします。

○池田委員　ありがとうございます。その補完策の検証を進めていただいているということで、大変よくわかりました。

パブコメの資料27-2のところの32ページに、ニッポン放送さんから、やはり遅延が多過ぎて使えないという趣旨に私はこのパブリックコメントを理解したのですが、こういった放送の用途についてはどういうふうに対応されるおつもりなののでしょうか。

また、これに関連して、先ほど、補完策が補完たり得ないのであれば、いろんな技術を使ってもっと前向きに考えていこうよというのはすばらしいことだと思っております。それに関連して、資料27-3のパブリックコメントの概要のところの2ページ目のところで、NTT東西さん、持株さん、ご自身が無線も含めて多様な選択肢、光IPだけが全面移行先じゃないということをおっしゃっているので、それ以外の選択肢ということについて、これがいつ頃どういうふうに分らくなっていくのかということのちょっと関心がございます。検討状況とか、あるいは、もし見通しなどがわかれば、教えていただければと思います。

○NTT東日本　おっしゃるとおりでございます。今この検証をやった中で、強いて、やはり補完策は十分ではないねというご意見いただいているのは、先ほど申し上げたEDIの処理時間と、あと、ラジオ放送の方々でございます。ニッポン放送さんからのこのご意見のとおりかと思っております。

ニッポン放送さんというか、民放連さんと検証をやっておりまして、いただいている声としましては、確かにこの遅延の問題は一部確認されているので、完全ではないというご意見なんですけど、だからといって、民放連さんとして、全国のこの約100のラジオ局さんに対して、じゃあ、これが補完策として問題ないとか、問題あるとかというご判断は特に民放連さんとはしてはしてないと聞いてございまして、それは各ラジオ局さんに委ねるということになってございます。

その上で、じゃあ、民放連さんとはということで今何を話し始めているところかといいますと、先生ご指摘のあったまさに無線でございまして、もともとこのご意見にもございまして、ラジオ放送でお使いの方々は、ISDN（デジタル通信モード）は、単純にこの遅延の問題だけではなくて、その使いやすさというんですか、メタルの引きやすさみたいなものも含めて、かなりニーズがあるというふうに言われていたところございまして、そういう観点からいうと、光という解もなくはないんですけども、無線のほうがよりニーズに合っているんじゃないかというふうに向ってございまして、その無線が使えるのかどうかという御相談をしていこうと。

それは、今、世の中に全く代替となる無線技術がないかという、幾つか、MVNOの事業者さんでこのISDNの代替のソリューションを発表されて提供を始めている方々もいらっしゃいますので、そういうものがほんとうに利用可能なのかどうかということは今後話をしていきたいと思っております。

○山内主査　よろしいですか。

ほかにいかがですか。どうぞ、酒井委員。

○酒井委員　済みません、細かい話なんですけれども、要するに、この場合の劣化要因というのは、結局、IPパケットにするところで何バイトにしたかわかりませんが、何バイトかにするということで固定的な遅延が生じて、あとは、IPネットワークの中でそれが普段から遅れたりなんかすると、それだけなんですよね。ちょっと誤りがあるかどうかは別ですけど。

○NTT東日本　おっしゃるとおりで、主にそのIPに変換する変換装置の部分での遅延だというふうに聞いております。

○酒井委員　そうすると、わりと固定的に、先ほどの相田先生の質問もありましたけれども、これは例えば……。それから、64キロと何か9,600でと書いてあるんですが、ISDNの出口は全部64キロですよね。64キロで何バイト蓄えるから、このぐらい

遅延が出て、あと、IPネットワークでそこに遅延が加わるのでどのぐらいでとかというような形で、わりとすばっと出ちゃわないんですか。あとはそういうことで考えてくださいということで、単純にいくような気もしたんですが。

○NTT東日本　それはまさにプロトコルの問題だと聞いてございまして、ずっとやりとりをして最後にまとめて確認というようなプロトコルの場合は、その遅延というのがほとんど気にならないんですけど、デジタル通信モードに1回送って返ってくるというその確認が、この補完策の場合は、INSの世界から変換装置でIPになってというところで1回少し遅延が生じまして、それがまた返ってくるときに、もう一回変換装置をかますので、また遅延が出ると。

それをまとめて、先生がおっしゃるとおりやればいいんですけど、細切れにプロトコルの関係で送る場合には、1回送って返って1回送って返ってというのが何度も繰り返されるので、処理時間が相対的に長くなるというふうに。

○酒井委員　そうですね。ですから、要するに、合計して100ミリセカンド、最大送れますよとあって、これでできるかどうか考えてくださいというふうに言えば、何かすぐ答えが返ってくるような気もするんですけど、そんな単純にいかないのかどうかと思ひまして。わかりました。

○山内主査　その他のご意見ですが、よろしいですか。

どうぞ、大谷委員。

○大谷委員　大谷です。補完策についての検証を十分に進めていただきまして、大変ありがとうございます。

それで、今度4月早々にも公表を予定されているということなのですが、いろいろまとめて公表、一気に明らかになるのかなと思っております、ちょっとこの資料とは直接関係ないかもしれないんですけども、スケジュールなどについてもあわせて公表になると思っております、6ページにメタルIP……、27-4の6ページのところで、メタルIP電話の料金提供条件、それから、補完策の料金提供条件、それから、スケジュールなど、これは今週の報道発表と同様に報道発表を行った上で、ホームページ上に掲載していただくという形で公表されるのをお待ちしております。それから、あわせて公表される内容について、ちょっと一通り、何が出てくるのか、予定だけでもいただいでよろしいでしょうか。ちょっと頭の整理ということで、よろしく願ひします。

○NTT東日本　公表の仕方はまだそれも含めて検討中ではございまして、おそらく一

且、実をいうと、スケジュールなんかは、先ほど申し上げたとおり、接続事業者さんとの話し合いに関係する部分もございますので、この4月以降、なるべく早くと言っているところは、一旦私どものこの移行という、こういうふうにやっていきたいという表明かと思っております、それが報道発表という形になるのか、この委員会でまずご説明するという形になるのかはもう少し検討させていただきたい。

その内容については、今のところ、ほんとうにここに書いたとおり、スケジュールと、その料金、提供条件が中心になろうかと思いますが、そのスケジュールの中で、当然少し移行の工程みたいなものもお示ししなければならないかと思っております。

○安東事業政策課調査官 1点、事務局から補足させていただきます。一次答申（案）においても、移行スケジュール、移行工程のほか各種の提供条件について、NTTに対して早期に開示するよという文言が多数入っておりますので、委員会での対応につきましても、よく整理をしていきたいと思っております。

○山内主査 よろしいですか。

○大谷委員 はい。

○山内主査 そのほか、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。NTT様におかれましては、これ、今後も対応のほうでどうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、本日の議題は一応終わりですけど、何か特段ご発言があれば、承りますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題はこれで終了といたしますが、先ほど、パブリックコメントに関する提出意見ですね、パブリックコメント提出意見で、我々の考え方（案）をご記入をいただきましたが、私の判断としては特に修正すべきところはないというふうに思っておりますので、これらを本委員会の検討結果といたしまして、3月28日に電気通信事業政策部会がございしますが、ここで報告することということにさせていただこうと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で、最後に事務局から何かご連絡等あれば、お願ひいたします。

○宮野事業政策課補佐 今後の委員会日程等につきましては別途ご連絡をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、ご協力ありがとうございました。これにて本日は閉会とさせていただきます。

す。どうもありがとうございました。

以上